

## 公益社団法人真庭市シルバー人材センター 個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人真庭市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取り扱いに関する基本事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取り扱いを図るものとする。

### (利用目的の特定)

第3条 個人情報を取り扱うに当たっては、定款の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

### (利用目的による制限)

第4条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱ってはならないものとする。

### (適正な取得)

第5条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならないものとする。

2 次に掲げる個人情報は、取得してはならないものとする。

- (1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (2) 思想及び信条
- (3) 労働組合への加入状況

### (提供の制限)

第6条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三

者に提供してはならないものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(開示)

第7条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。

ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

(苦情の処理)

第8条 センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、次条に規定する個人情報保護管理責任者等を苦情処理担当者として指名し、その処理に当たるものとする。

(個人情報保護管理責任者等)

第9条 センターは、個人情報の適正な取り扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護管理責任者を置くものとする。個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

2 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取り扱いに関する事務を行わせることができる。

(啓発・研修)

第10条 センターは、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この法人の設立登記の日から施行する。